

災害時等におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）は、自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）におけるレンタル資機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（要請事項）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務（以下「協力要請業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）レンタル資機材の提供
- （2）レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去
- （3）前2号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

（要請手続）

第3条 甲から乙への協力の要請は、文書をもって、乙に要請するものとするものとする。ただし、文書をもって要請することが困難であるときは、口頭・電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（体制）

第5条 乙は、甲より協力の要請を受けたときは、可能な限り速やかに協力に応じるものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく協力に関する経費は、甲の負担とするものとし、災害の発生した直前の価格を基準とし文書をもって請求するものとする。

（報告）

第7条 乙は協力要請業務を実施したときは、口頭・電話等により甲に報告し、当該業務の完了後速やかに、文書をもって、その実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（防災訓練等への参加）

第8条 乙は甲が防災訓練等を実施する場合、甲の要請に基づき、訓練への参加に努めるものとする。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、協力要請業務を速やかに遂行するため、担当者名、災害時の連絡網、レンタル資機材カタログ等を常に備付け、担当者等に変更が生じた際は、速やかに相手方へ通知するものとする。

（災害補償）

第10条 第2条の規定により、協力要請業務に従事した者が、当該業務の履行中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったとき、その者のまたは、その者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、乙の責任により処理し、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を継続するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月26日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋180番地

伊達市
伊達市長 須田 博行

乙 福島県郡山市喜久田町字菖蒲池22-517 三昇ビル201

西尾レントオール株式会社
福島営業部
部長 米谷 修一郎